

議案第130号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年松阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年松阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1中「375,000」を「376,000」に改める。

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の条例第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。